

主要資源国の鉱業政策 インドネシア、ボリビア

平成19年7月26日

金属資源開発本部 企画調査部

神谷夏実

Kamiya-natsumi@jogmec.go.jp

政治経済動向

- 2001年のワヒド政権からメガワティ政権移行期に政治的・社会的に混乱、2002年以降イスラム過激派の活動、アチェ、パプア分離独立運動等で政情不安定要素あり。
- 1997年アジア経済危機後、2000年以降3 - 4%の成長率を維持するが、外国投資が不足。
- 資源ポテンシャル高く、90年代までアジア最大の鉱業国であったが、その後外資が伸びず開発遅れる。

資源開発環境

- 資源ポテンシャルは高く、1960年代から90年代の間、アジア地域最大の鉱業国
現座の埋蔵量は、ニッケル(第4位)、錫(第5位)、金、銅(第8位)
- 主要な投資障害要因として、
 - 外資による事業の利益還元への不満
 - 地方分権化と中央集権的鉱業法のギャップ
 - 環境問題に対する規制の不備
 - 外資による投資減退(1999年～)
 - 森林法改正による露天採掘禁止
 - 治安悪化

インドネシアの鉱業政策(現状)

鉱業法(1967)

- 外資は、事業契約(COW: Contract of Work)による、開発事業者の権利義務の規定
事業ごとの特別法的政策であり、税制等は一般法よりCOWが優先
地域開発や大規模投資を条件に、政府が外資と直接契約し、外資に対して35年間にわたる
鉱業権の保証、鉱産税・法人税の固定等の優遇措置

森林法(1999)による露天採掘

- 保護林地域における露天採掘の全面的禁止
- 緊急政令(2004)により禁止の解除(既存案件)されたものの、環境NGO等からの強い反発あり

スハルト政権崩壊後の環境変化

- 外資による鉱山開発と利益の国外流出
- 地方分権化「地方行政に関する1999年法律」と中央集権体制のアンバランス
- 保護林と開発、無許可採掘(イリーガルマイニング)への対応の不備
- 1999年以降の鉱業投資減退

インドネシアの新鉱業法案の要点

- 2005年5月、新鉱業法(鉱物石炭鉱業法)の法案上程、国会審議
- 事業契約(COW)の廃止と事業協約(PUP)
- 精鉱輸出禁止条項も追加され、資源ナショナリズム的な方向へ進む可能性
- 2007年3月可決を目指すも議会審議遅れ

新鉱業法改正の要点

事業契約(COW)廃止

事業許可制を導入、投資企業の法的立場の弱体化、政府 企業間関係の不平等化
紛争解決:事業許可制は国内法、事業契約では国際調停裁判所

地方分権

鉱業許認可は地方政府に移管
権限強化と地方政府の人材不足のギャップ、中央-地方政府間の権限争いの懸念

精鉱輸出禁止の可能性


精鉱輸出を禁止し国内付加価値化、新規製錬所建設

与党ゴルカル党、鉱業界は事業許可制に反対

事業許可制は、投資企業側の立場を弱体化
商工会議所、鉱業協会等インドネシア鉱業界の反対
事業許可と事業協約の並存制度(ゴルカル党提案)

インドネシア新鉱業法案の骨子(1)

鉱物資源石炭鉱業法案(RUU Pertambangan Minerals dan Batubara) 議会第7委員会・作業委員会(PANJA)草案 (2007年3月22日)

- 事業主体 : 法人、個人。外国企業は現地法人設立
- 事業分類 : 鉱物鉱業(金属、非金属、放射性)、石炭鉱業
- 許認可形態 :
 - 委託鉱業事業(PUP) 放射性鉱物
 - 鉱業事業許可(IUP) 一般企業が申請、国内での製錬義務化
 - 
 探鉱許可(探鉱許可に相当)
 生産活動許可(探鉱許可に相当)
 - 住民鉱業事業許可(IPR) 小規模採掘(個人、協同組合)
 - 鉱業事業協約(PUP) 大企業、戦略的鉱物、上流・下流統合
 - 鉱業特別許可(IKP) 政府管理による国家保留鉱区(WUP)
 開発許可、開発移行には国会承認必要、製錬義務化
- 日本企業が参加する場合
 - 鉱業事業許可(IUP) : 地方政府に許認可申請
 - 鉱業事業協約(PUP) : 国営企業とのJVにて、許認可申請
 - 鉱業特別許可(IKP) : 入札に参加

インドネシア新鉱業法案の骨子(2)

事業契約(COW)と鉱業事業協約(PUP)の相違

- 投資企業(特に外資)と政府の平等関係の維持という観点では同じ
- COWの内容は法規に優先するが、PUPでは、税制、ロイヤルティー等を除いて原則一般法規が優先
- COWは政府サイドは大臣が署名、PUPでは、政府指定機関(国营企業等)が政府代理として署名
COWでは、政府はプロジェクトシェアを持ちながら事業に参加することになり、事業責任と監督行政が重複
- PUPは、戦略的鉱物、大規模プロジェクト、上流から下流までを対象(製錬義務化)

鉱石輸出の禁止

生産活動許可(IUP) : 鉱業事業で得られた鉱石の処理と製錬を国内で行わなければならない
(草案第18条1項)

鉱業事業協約(PUP) : 上流から下流までを含む総括的な鉱業事業を前提
(製錬の義務化を意味する)

鉱業特別許可(IKP) : 国家保留鉱区(WUP)における開発においても製錬義務化

従来 of 契約制度の存続

鉱業事業協約(PUP)は、与党ゴルカル党が強く主張

鉱業事業協約(PUP)、鉱業特別許可(IKP)の存続により、改革の意味が薄れるとの批判あり

インドネシアの資源開発の概要

•主要金属埋蔵量

1960年代から90年代はアジア地域最大の鉱業国で、銅、錫埋蔵量は世界第1位、金埋蔵量第2位。
現在は、ニッケル(世界第4位)、錫(第5位)、金、銅(第8位)

•主要生産物

錫鉱石、錫地金(第2位)、銅鉱石、ニッケル鉱石(第5位)、金(第6位)

•大規模鉱山開発

グラスバーク鉱山： 銅生産量794千t、金生産量350万oz/2005年
(Freeport McMoran社91%、Indocopper9%)

バツヒジャウ鉱山： 1999年生産開始、銅生産量325千t、金生産量23t/2004年)
(住友商事26%、住友金属鉱山5%等日系企業、Newmont45%)

•日本の投資事業

グレシック銅製錬所(三菱マテ60.5%、三菱商事9.5%、日鉱金属5.0%、PT FreeportIndonesia25%)

アサハンアルミニウム(日系企業59%、インドネシア政府41%)

ソロアコ(ニッケルマット、CVRD-Inco60.8%、住友金属鉱山20.09%、その他19%)

•日本の輸入

ニッケル(鉱石、マット、フェロニッケル)(第1位、依存率45%)、錫地金(第1位)、

銅鉱石(第2位、依存率20%)、ボーキサイト(第2位)

•フレイザーレポートによる鉱業政策評価

19点(2002/03年) 23点/47ヶ国(2003/04年) 12点(2004/05年) 22点(2005/06年) 23点(2006/07年)

政治経済動向

- ロサーダ政権(1993 - 1997、親米)下での、公的機関(石油・天然ガス、電信電話、航空等)の民営化と外資の進出。
- モラレス新大統領(先住民系、急進的左派) 2006年1月就任、反米主義、キューバ、ベネズエラと協調。貧困対策が鍵。
- 鉱工業はGDPの33%、主要輸出品目は、天然ガス、大豆、石油。
非鉄金属は、亜鉛、錫、金、銀。

資源開発環境

- 天然ガス生産(南米第2位の埋蔵量) 主にブラジル、アルゼンチンに輸出。
- 「新炭化水素法」により天然ガス資産国有化を宣言(2006年5月)。
権益、管理は政府、 外国企業は操業のみ許可。
天然ガス供給を受けるブラジルは資産凍結を受け、ボリビア政府を提訴を検討。
- 亜鉛、タングステン、インジウム、リチウム等鉱物資源ポテンシャル高い。
- 共同組合管理鉱山合理化に伴う労働者リストラ問題など深刻な労働問題が顕在化。
- 中国が資源開発分野で接近(天然ガス開発、錫鉱山開発)
モラレス大統領の中国訪問(2006年1月)

- 鉱業税制を改革し課税強化、概ね政府50:企業50
- 鉱山公社(COMIBOL)を中心とした探鉱開発体制
- 鉱物資源については国営化を進めないとしながらも、国家管理強化の方向へ

- 鉱物資源については、国営化政策を進めない方針(2006年5月)
 - 新鉱業法導入、外資導入促進をねらう
 - 鉱山公社COMIBOLの再建、鉱山操業権回復、外資JVの受け皿に
 - 鉱業税制改革
- 鉱区管理、開発に関する大統領令(2007年5月)
 - 鉱区は国有としボリビア鉱山公社(COMIBOL)が管理し、民間、個人の鉱業権取得を認めない
 - 開発、生産、販売等の権利はすべてCOMIBOLに集中
 - 探鉱開発はCOMIBOLとJVで実施
 - 既存許可案件、申請中案件は除外
- 新鉱業税制法案の内容
 - 所得税(25%)、鉱業補完税、特別税、付加税(SurTax)等から構成
 - 所得税と鉱業補完税の両方を納付(現行はいずれか高い方)
 - 利益配分は概ね「政府50:企業50」程度となる見込み
- 国内製錬所誘致、精鉱輸出制限等の動きの可能性もある。

ボリビアの新鉱業税制案の内容

新鉱業税制法案の内容

所得税 25%

鉱業補完税(ICM、鉱業ロイヤルティーに相当)

・ 鉱石売り上げベースに国際価格に応じた税率をかける。国際価格高ほど高率を適用

・ (現行) 所得税と鉱業補完税のいずれか高い方を納付

(新法) 所得税と鉱業補完税の両方を納付

税率は、亜鉛の場合1 - 5%、一定価格(亜鉛で0.66ドル/lb以下)以下では鉱業補完税のみ納付

特別税 : 年間利益3,000万ドル以上の企業を対象

所得税及び探鉱費を控除後の金額の12.5%

付加税(SurTax) : 税率25%

(利益から所得税、特別税を控除後の金額 - 開発投資額の45% - 売り上げの33%)

付加税が発生しない場合 : 輸出税、付加価値税還付がない

利益配分は概ね「**政府50:企業50**」程度となる見込み

ボリビア鉱業の概要

- ・ **主要生産物** 天然ガス(29%)、亜鉛(7%)、錫(7%)、銀(4%) ()内は輸出金額に占める割合
その他、金、アンチモン、タングステン等
- ・ **主要金属埋蔵量** アンチモン(31万t)世界3位、タングステン(5.3万t)世界5位、錫(45万t)世界5位
- ・ **主要開発プロジェクト**
San Cristobal(銀、亜鉛、鉛) 2007年後半生産開始
生産量(年) 銀22Moz、亜鉛18万t、鉛8.5万t(Apex Silver社、住友商事JV)
- ・ **フレイザーレポートによる政策評価(100点満点)**
70点(2002/03年) 57点(2003/04年) 20点(2004/05年) 24点(2005/06年) 9点(2006/07年)